

理事会会議資料

(平成26年度第2回)

平成26年8月28日(木)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成26年度第2回神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：平成26年8月28日（木）

午前10時30分より

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選任

5. 議 事

報告第1号 指定管理事業（神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ、神栖市福祉作業所きぼうの家）の実施状況（4～7月分）について

報告第2号 第4次地域福祉活動計画策定の進捗状況について

6. 閉 会

報告第1号

指定管理事業（神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ、神栖市福祉作業所きぼうの家）の実施状況（4～7月分）について

<提案理由>

標記事業は、身体障害者を対象としたデイサービス事業（のぞみ。平成12年10月～）、及び障害者を対象とした福祉作業所事業（きぼうの家。平成6年6月～）で、両事業とも開所以来、市から本会が運営を受託して実施してまいりました。

平成18年度からは指定管理者として運営を継続しておりましたが、平成26年度以降は指定管理者が事業者となって利用料方式による運営に切り替える形態で5年間の指定管理者が公募され、選考の結果、両事業とも本会が指定管理者に選定されました。

平成26年4月以降、新たな運営形態によりサービス提供を行っているところですが、4月から7月までの実績、及び運営上の課題とその対応状況に関する中間報告について、以下の資料のとおり報告いたします。

平成26年8月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

デイサービス指定管理業務の概要

● 指定管理期間（H26～H30）中の運営要件

施設の名称	神栖市身体障害者デイサービスセンターのぞみ（指定生活介護事業所）		
主たる対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者		
サービスの内容	1 生活介護計画の作成 2 食事の提供 3 入浴又は清拭 4 身体等の介護 5 機能訓練 6 創作的活動 7 余暇活動 8 健康管理 9 送迎サービス 10 利用者又は家族に対する相談及び助言		
営業日・時間	月～土曜日（12/31、1/01を除く） 9:30～15:30		
サービス提供範囲	神栖市全域（旧波崎町を含む）		
1日の利用定員	20名（生活介護サービス） ※25年度中の平均利用：6.0名/日		
必要な送迎車両	市が用意（既存デイ車両。買換負担は指定管理者）		
人員配置 （常勤換算人数）		市の仕様	現在の配置
	管理者	1名（兼務可）	0.5名（正。作業所と兼務）
	サービス管理責任者	1名	1.0名（正）
	看護職員	2.5名以上	3.4名（常1、非6）
	生活支援員	6.5名以上	9.2名（正1、常9、非2）
	嘱託医	内科医1名	白十字総合病院より
	栄養士	適切な人数（1名以上）	0.8名（常1）
	調理員	適切な人数（1名以上）	1.0名（非2）
計	13名以上（嘱託医除く）	15.9名（嘱託医除く）	

※ 正…正職員、常…常勤職員、非…非常勤職員

● サービス利用状況（平成26年4月～7月の実績）

	営業日数	障害支援区分別内訳						入浴サービス利用内訳				延利用数	1利日用平均
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	一般浴	特別浴		なし		
									椅子	寝台			
4月	26	0	0	8	58	22	100	0	123	52	13	188	7.2
5月	27	0	8	8	67	28	87	8	119	54	17	198	7.3
6月	25	0	9	15	47	41	90	3	130	51	18	202	8.1
7月	27	0	9	24	55	25	92	9	109	70	17	205	7.6
計	105	0	26	55	227	116	369	20	481	227	65	793	7.6

※ 26年度利用想定数 11.0名/日に対し 7.6名の利用（目標達成率 68.7%）

神栖市障害者デイサービスセンター「のぞみ」収支計画書

※指定管理者指定申請時に提出

1 収入

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計
介護給付費	47,312,000	56,122,000	60,451,000	64,815,000	68,506,000	297,206,000
指定管理料	14,132,000	4,868,000				19,000,000
社会福祉事業繰入金		1,032,000	2,020,000			3,052,000
その他（						0
収入合計	61,444,000	62,022,000	62,471,000	64,815,000	68,506,000	319,258,000

2 支出

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計
人件費	56,887,000	57,277,000	57,609,000	57,962,000	58,231,000	287,966,000
給与	31,700,000	31,981,000	32,237,000	32,511,000	32,736,000	161,165,000
手当	5,158,000	5,183,000	5,205,000	5,227,000	5,246,000	26,019,000
共済費	8,533,000	8,617,000	8,671,000	8,728,000	8,753,000	43,302,000
賃金	11,491,000	11,491,000	11,491,000	11,491,000	11,491,000	57,455,000
旅費交通費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
						0
需用費（事務費）	2,470,000	2,671,000	2,801,000	2,955,000	3,066,000	13,963,000
消耗品費	598,000	576,000	576,000	598,000	576,000	2,924,000
燃料費	777,000	812,000	849,000	887,000	927,000	4,252,000
印刷製本費	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	65,000
修繕費	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	160,000
賄材料費	1,050,000	1,238,000	1,331,000	1,425,000	1,518,000	6,562,000
						0
役務費	744,000	731,000	719,000	707,000	696,000	3,597,000
通信運搬費	103,000	103,000	103,000	103,000	103,000	515,000
保険料	612,000	599,000	587,000	575,000	564,000	2,937,000
手数料	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	145,000
						0
委託費・賃借料・備品等	1,338,000	1,338,000	1,338,000	1,338,000	1,338,000	6,690,000
業務委託費	997,000	997,000	997,000	997,000	997,000	4,985,000
賃借料	341,000	341,000	341,000	341,000	341,000	1,705,000
その他の支出	5,000	5,000	4,000	1,853,000	5,175,000	7,042,000
社会福祉事業繰出金				1,755,000	4,912,000	6,667,000
その他の支出	5,000	5,000	4,000	98,000	263,000	375,000
						0
						0
支出合計	61,444,000	62,022,000	62,471,000	64,815,000	68,506,000	319,258,000

3 利用者数の想定

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
生活介護(定員20人)	11人	13人	14人	15人	16人

神栖市障害者デイサービスセンター「のぞみ」平成26年度収支状況
(4月から7月までの4ヶ月間分)

1 収入

区 分	4ヶ月予算	摘要 (内訳)	4ヶ月実績	予算－実績	執行率
介護給付費	15,770,667	介護報酬及び利用者負担金	10,438,864	5,331,803	66.2%
指定管理料	4,710,667	市より(指定1年次分)	4,710,667	0	100.0%
社会福祉事業繰入金					
その他()					
収入合計	20,481,333		15,149,531	5,331,803	74.0%

2 支出

区 分	4ヶ月予算	摘要 (内訳)	4ヶ月実績	予算－実績	執行率
人件費	18,962,333		17,883,761	1,078,572	94.3%
給与	10,566,667	職員俸給	9,687,000	879,667	91.7%
手当	1,719,333	職員諸手当	2,466,011	△ 746,678	143.4%
共済費	2,844,333	法定福利費、福利厚生費、退職手当掛金	2,160,415	683,918	76.0%
賃金	3,830,333	非常勤職員給与	3,566,715	263,618	93.1%
旅費交通費	1,667	職員旅費	3,620	△ 1,953	217.2%
需用費(事務費)	823,333		524,568	298,765	63.7%
消耗品費	199,333	消耗物品、図書、保健衛生費、活動費	32,258	167,075	16.2%
燃料費	259,000	車両維持費(保険代除く)、燃料費	315,886	△ 56,886	122.0%
印刷製本費	4,333	印刷製本費	0	4,333	
修繕費	10,667	修繕費	0	10,667	
賄材料費	350,000	給食費	176,424	173,576	50.4%
役務費	248,000		381,031	△ 133,031	153.6%
通信運搬費	34,333	電話、郵便料金	4,747	29,586	13.8%
保険料	204,000	賠償補償保険、自動車任意保険	370,395	△ 166,395	181.6%
手数料	9,667	事務手数料	5,889	3,778	60.9%
委託費・賃借料・備品等	446,000		205,542	240,458	46.1%
業務委託費	332,333	嘱託医、検便代、車検費用	103,158	229,175	31.0%
賃借料	113,667	コピー料、事務賃借料、リネン代	102,384	11,283	90.1%
その他の支出	1,667		0	1,667	0.0%
社会福祉事業繰出金	0	社会福祉協議会事業財源への繰り出し			
その他の支出	1,667	雑費、雑支出、器具備品取得支出	0	1,667	
支出合計	20,481,333		18,994,902	1,486,431	92.7%

3 収入実績－支出実績(8月以降へ繰越)	△ 3,845,371	
----------------------	-------------	--

デイサービス利用者増強に向けての取り組み

- 既存利用者へのサービス利用枠拡大の案内を実施
 - ・ 平成26年3月までであった利用回数制限（1週間当たり3日まで）を廃止
- 神栖市障がい福祉課の協力のもと、市内の障害者手帳保持者3,000名へリーフレットの送付による利用案内を実施
- 社協ニュース（新聞折り込み）3～5月号にて事業紹介記事掲載による利用呼びかけ
- 平成26年3月19日（水）、「福祉作業所きぼうの家」との合同見学・体験会を実施
 - ・ 見学コース、体験コースを用意し、サービス紹介、施設見学、利用者体験談、デイサービスで昼食、送迎サービスを実施。
 - ・ 参加者11組
- 平成26年6月19日（木）、「福祉作業所きぼうの家」との合同見学・体験会を実施
 - ・ 3月と同内容で実施。参加者2組。
- 近隣の計画相談事業所、障害福祉サービス事業所、鹿島特別支援学校等を訪問し事業のPR
- 市身体障害者福祉協議会を通じ利用対象想定者へ個別に利用案内を実施
- 利用定員20名のうち5名分の対象範囲を「障害児」まで拡大
 - ・ 平成26年8月より基準該当放課後等デイサービス事業開始

◆ 基準該当放課後等デイサービス事業

<経緯>

- ・ 26年3月に実施した見学会で、重症心身障害児の保護者より、学校の長期休暇中の預かり支援の要望が寄せられる。現行の「のぞみ」の枠組みでは児童の利用は出来ないが、他の施設でも受け入れは困難な状況にあり、同様の要望を受けていた市とも協議し、本会が、のぞみ(生活介護事業所)の枠組みを変えずに「基準該当放課後等デイサービス事業所」の追加指定を受けることとした。

<概要>

事業名称	神栖市身体障害者デイサービスセンターのぞみ[基準該当放課後等デイサービス]
主たる対象者	18歳未満の重度心身障害の就学児
サービスの内容 サービス提供範囲	生活介護サービスと概ね同様（送迎サービスを除く）
営業日・時間	学校の長期休暇、月～土までの学校休業日（12/31～1/03を除く） 9:30～15:00
1日の利用定員	5名（生活介護サービスの定員20名のうち）
人員配置	生活介護サービスの配置基準を該当させるため 現行配置のまま

<年間利用見込み>

利用実人数	6名	利用延べ人数	156名
1日当り人数	2名（利用率40%見込み）	1人当り報酬単価	16,000円
本年度営業予定	78日	年間収入	2,496,000円

福祉作業所指定管理業務の概要

● 指定管理期間（H26～H30）中の運営要件

施設の名称	神栖市福祉作業所きぼうの家（指定生活介護事業所、指定就労継続支援B型事業所）		
主たる対象者	市内に居住する障害者（18歳未満の者を除く。）		
サービスの内容	1 生活介護計画書の作成 2 食事・排泄等の介護 3 生産活動（内職作業・製作物作業・農耕作業等） 4 生活相談 5 創作的活動（折り紙等の創作，季節行事等） 6 健康管理 7 送迎サービス		
営業日・時間	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:00～15:00		
サービス提供範囲	神栖市全域（旧波崎町を含む）		
1日の利用定員	生活介護10名、就労継続B型20名 ※25年度中の平均利用：16.1名/日		
必要な送迎車両	指定管理者が用意（3台必要）		
人員配置 (常勤換算人数)		市の仕様	現在の配置
	管理者(施設長)	1名(兼務可)	0.5名(正。のぞみと兼務)
	サービス管理責任者	1名	1.0名(正)
	看護職員	常勤1名以上	1.0名(非2)
	生活支援員	常勤7名以上	6.8名(常3、非8)
	嘱託医	内科医1名	白十字総合病院より
	その他必要な従業者	必要に応じ適切な人数	
計	9名以上(嘱託医除く)	9.3名(嘱託医除く)	

※ 正…正職員、常…常勤職員、非…非常勤職員

● サービス利用状況（平成26年4月～7月の実績）

	営業日数	事業所種別	障害支援区分別内訳							延利用数	1日平均利用者		
			区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし				
4月	21	生活	0	21	69	53	35	0	0	178	364	8.5	17.3
		就労	0	82	41	12	0	0	51	186		8.9	
5月	20	生活	0	20	65	53	35	0	0	173	362	8.7	18.1
		就労	0	92	37	11	0	0	49	189		9.5	
6月	21	生活	0	21	79	54	38	0	0	192	399	9.1	19.0
		就労	0	104	40	12	0	0	51	207		9.9	
7月	22	生活	0	22	78	55	38	0	0	193	413	8.8	18.8
		就労	0	104	44	11	0	0	61	220		10.0	
計	84	生活	0	84	291	215	146	0	0	736	1,538	8.8	18.3
		就労	0	382	162	46	0	0	212	802		9.5	

※ 26年度利用想定数：生活介護 6.0名/日に対し 8.8名の利用(目標達成率 146%)
 就労継続B 15.0名/日に対し 9.5名の利用(目標達成率 64%)
 計 21.0名/日に対し 18.3名の利用(目標達成率 87%)

神栖市福祉作業所「きぼうの家」収支計画書

※指定管理者指定申請時に提出

1 収入

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計
介護給付費	29,810,000	33,851,000	36,859,000	38,822,000	39,977,000	179,319,000
指定管理料	7,203,000	2,397,000				9,600,000
社会福祉事業繰入金		1,170,000	977,000			2,147,000
その他（事業収入）	1,379,000	1,503,000	1,638,000	1,785,000	1,945,000	8,250,000
その他（参加費収入）	143,000	161,000	175,000	182,000	189,000	850,000
収入合計	38,535,000	39,082,000	39,649,000	40,789,000	42,111,000	200,166,000

2 支出

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計
人件費	33,033,000	33,143,000	33,239,000	33,331,000	33,397,000	166,143,000
給与	14,934,000	14,288,000	14,340,000	14,395,000	14,442,000	72,399,000
手当	3,444,000	3,142,000	3,153,000	3,164,000	3,173,000	16,076,000
共済費	4,601,000	4,446,000	4,479,000	4,505,000	4,515,000	22,546,000
賃金	10,025,000	11,238,000	11,238,000	11,238,000	11,238,000	54,977,000
旅費交通費	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	145,000
						0
需用費（事務費）	2,478,000	2,497,000	2,516,000	2,536,000	2,556,000	12,583,000
消耗品費	946,000	946,000	946,000	946,000	946,000	4,730,000
燃料費	649,000	668,000	687,000	707,000	727,000	3,438,000
印刷製本費	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000
光熱水費	738,000	738,000	738,000	738,000	738,000	3,690,000
修繕費	129,000	129,000	129,000	129,000	129,000	645,000
賄材料費	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000
						0
役務費	674,000	674,000	674,000	674,000	674,000	3,370,000
通信運搬費	208,000	208,000	208,000	208,000	208,000	1,040,000
保険料	448,000	448,000	448,000	448,000	448,000	2,240,000
手数料	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	90,000
						0
委託費・賃借料・備品等	1,277,000	1,277,000	1,277,000	1,277,000	1,277,000	6,385,000
業務委託費	764,000	764,000	764,000	764,000	764,000	3,820,000
賃借料	513,000	513,000	513,000	513,000	513,000	2,565,000
その他の支出	1,073,000	1,491,000	1,943,000	2,971,000	4,207,000	11,685,000
奨励金支出	885,000	965,000	1,052,000	1,147,000	1,251,000	5,300,000
社会福祉事業繰出金	164,000			1,736,000	2,823,000	4,723,000
その他の支出	24,000	526,000	891,000	88,000	133,000	1,662,000
						0
支出合計	38,535,000	39,082,000	39,649,000	40,789,000	42,111,000	200,166,000

3 利用者数の想定

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
生活介護（定員10人）	6人	7人	8人	9人	9人
就労継続支援B型（定員20人）	15人	16人	17人	17人	18人

神栖市福祉作業所「きぼうの家」平成26年度収支状況

(4月から7月までの4ヶ月間分)

1 収入

区 分	4ヶ月予算	摘要	4ヶ月実績	予算－実績	執行率
介護給付費	9,936,667	介護報酬及び利用者負担金	10,319,440	△ 382,773	103.9%
指定管理料	2,401,000	市より(指定1年次分)	2,401,000	0	100.0%
社会福祉事業繰入金	0	法人本部からの財源補填		0	
その他(事業収入)	459,667	制作物や農作物の売上、内職収入等	549,243	△ 89,576	119.5%
その他(参加費収入)	47,667	社会見学時等に利用者から徴収	0	47,667	0.0%
収入合計	12,845,000		13,269,683	△ 424,683	103.3%

2 支出

区 分	4ヶ月予算	摘要	4ヶ月実績	予算－実績	執行率
人件費	11,011,000		10,769,853	241,147	97.8%
給与	4,978,000	職員俸給	4,295,400	682,600	86.3%
手当	1,148,000	職員諸手当	1,522,750	△ 374,750	132.6%
共済費	1,533,667	法定福利費、福利厚生費、退職手当掛金	1,234,514	299,153	80.5%
賃金	3,341,667	非常勤職員給与	3,714,239	△ 372,572	111.1%
旅費交通費	9,667	職員旅費	2,950	6,717	30.5%
需用費(事務費)	826,000		751,536	74,464	91.0%
消耗品費	315,333	消耗物品、図書、器具什器費、活動費	210,301	105,032	66.7%
燃料費	216,333	車両費(車検、保険代除く)、燃料費	290,000	△ 73,667	134.1%
印刷製本費	1,333	印刷製本費		1,333	
光熱水費	246,000	電気料金、ストーブ用灯油代	247,995	△ 1,995	100.8%
修繕費	43,000	作業用マシン、耕耘機等の修繕費用	3,240	39,760	7.5%
賄材料費	4,000	会議等賄い		4,000	
役務費	224,667		287,976	△ 63,309	128.2%
通信運搬費	69,333	電話、郵便料金	70,226	△ 893	101.3%
保険料	149,333	賠償補償保険、自動車任意保険	217,750	△ 68,417	145.8%
手数料	6,000	利用料金口座振替手数料		6,000	
委託費・賃借料・備品等	425,667		454,918	△ 29,251	106.9%
業務委託費	254,667	嘱託医、機械警備、請求システム保守	214,003	40,664	84.0%
賃借料	171,000	コピー料、事務賃借料	240,915	△ 69,915	140.9%
その他の支出	357,667		184,400	173,267	51.6%
奨励金支出	295,000	作業実績に応じた利用者への配分	184,400	110,600	62.5%
社会福祉事業繰出金	54,667	社会福祉協議会事業財源への繰出し		54,667	
その他の支出	8,000	雑費、雑支出、予備費		8,000	
支出合計	12,845,000		12,448,683	396,317	96.9%

3 収入実績－支出実績(8月以降へ繰越)

821,000

きぼうの家指定管理業務の課題への取り組み

● 利用者増強に向けての取り組み（生活介護事業所、就労継続支援B型事業所）

- ・市内の障害者手帳保持者3,000名へリーフレットの送付。社協ニュースで利用呼びかけ。
- ・鹿島特別支援学校に事業所開設の情報提供。
- ・見学会開催：平成26年3月19日(水)、6月19日(木)。いずれも「障害者デイサービスセンターのぞみ」との合同見学会として実施。

● 工賃増強への取り組み（就労継続支援B型事業所）

主な柱となっている内職作業、製作物作業、農耕作業については、作業工程を細分化し利用者の適正に応じた支援を行っている。

事業収入については、収入が不安定な受注作業が主であるため、印刷業務の受注を増やしていく。

工賃については、利用者の個性により作業を評価し、各自の能力に応じ工賃に反映。

さらに今後、利用者の個別支援計画に沿って、それぞれの能力に応じた作業を提供し、作業能力の向上と受注量や活動量を増やして行くことで工賃の向上に努めていく。

● 平成26年度収入内訳（平成26年4月1日～平成26年7月31日）

作業名	収入計	月平均額
内職作業（ゴム部品のバリ取り）	37,609 円	9,402 円
内職作業（雑誌の付録を袋詰め）	83,830 円	20,958 円
内職作業（刺繍代、仕分け代等）	13,548 円	3,387 円
製作物作業（作成、販売）	106,163 円	26,541 円
農耕作業（農作物育成、販売）	70,350 円	17,588 円
洗濯作業	20,539 円	5,135 円
印刷作業	217,204 円	54,301 円
計	549,243 円	137,311 円
当初予算（4～7月の4ヶ月予算）	459,667 円(執行率119.5%)	

● 平成26年度工賃支出（平成26年4月1日～平成26年7月31日）

	工賃支出計	支払対象人数	平均額
4月	32,300 円	10 人	3,230 円
5月	47,800 円	11 人	4,345 円
6月	53,100 円	11 人	4,827 円
7月	51,200 円	11 人	4,655 円
計	184,400 円	43 人	4,288 円
4ヶ月予算	295,000 円(執行率62.5%)		

報告第2号

第4次神栖市地域福祉活動計画策定の進捗状況について

<提案理由>

社会福祉協議会の活動・行動計画である現計画「神栖市社協第3次地域福祉活動計画（平成22年度～26年度）」の後継計画策定にあたり、平成26年7月に発足した第4次神栖市地域福祉活動計画策定委員会の開催状況と、検討の内容について、報告いたします。

平成26年8月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

神栖市社協第4次地域福祉活動計画策定作業進捗状況報告書

1. 実践者を中心とした策定委員会を発足

高齢者、障害者、児童等の地域生活支援にかかわる専門職、及び民生委員・ボランティア等の地域活動者（本会理事・評議員等）より組織し実務者レベルの協議体として発足。第1回目の委員会を7月30日(水)に開催しました。

2. 第4次計画の基本コンセプト

第1回委員会において協議いただきました。協議の結果は以下の通りです。

- (1) 本会活動における7項目の基本姿勢（第3次地域福祉活動計画策定委員会の協議により、共通理解の図られた本会活動における7項目の基本的姿勢）を引き続き維持
- (2) 第3次地域福祉活動計画に掲げた実施計画「4本の柱」を継続・充実
 - ・総合相談機能を基盤とした住民にとって使い勝手の良い専門機関として
 - ・カンファレンスを通じた関係機関間ネットワークづくりから、互いの役割を引き出しあう積極的な関係づくりへ
 - ・すべての事業の「本会が実施する意味」を精査し、終結すべき事業を整理
 - ・各種サロン活動（介護予防・子育て）活性化による地域コミュニティづくりの継続
 - ・人材派遣型社協の積極的維持
 - ・活動財源の適性確保
- (3) 計画期間についても多方面から検討

これまでの地域福祉活動計画は「5年」を単位として策定あるいは見直しを図っており、5年先を見据えた中期的な活動指針のもとで各事業に取り組んできました。しかし、市が策定する福祉関連計画との策定期間・計画期間の整合などもふまえ、今後の委員会の中で検討を継続することとしています。

3. 今後の委員会での協議内容

- ・委員会での協議は、第3次地域福祉活動計画の達成度を評価した上で、次期「介護保険計画・高齢者福祉計画」、「障害者計画・障害福祉計画」の動きをふまえ、平成27年度以降における神栖市社協の活動方針を明確化していく内容とする予定です。
- ・委員会及び策定作業の進捗状況は直近の理事会で随時報告します。
- ・委員会は2ヶ月に1回の頻度で少なくとも5回開催。最終回を27年3月とし、3月理事会及び評議員会に提出する予定です。

4. 委員会開催スケジュール（予定）

●第1回策定委員会（平成26年7月30日）

- ・委嘱状交付、正副委員長の選出
- ・策定の趣旨及び今後のスケジュール説明
- ・第3次地域福祉活動計画（H22～26）の進捗状況について

（8月理事会で進捗状況報告）

●第2回策定委員会（26年10月上旬開催予定）

- ・平成26年度事業評価検討
- ・平成26年度事業評価検討結果をふまえた第3次5カ年計画の総括

●第3回策定委員会（26年11月開催予定）

- ・第3次5カ年計画の総括（つづき）
- ・第4次計画の骨子、計画書の構成を決定

（12月理事会で進捗状況報告）

●第4回策定委員会（27年1月開催予定）

- ・神栖市の高齢者、障害者福祉関連計画の次期計画との関連性を検証
- ・第4次計画素案検討

●第5回策定委員会（27年3月開催予定。最終回）

- ・第4次計画最終案検討

（3月理事会、評議員会に最終案上程）

5. 策定委員会事務局

- ・委員会の開催、報告等に加え、計画策定にかかる調査、研究を行い、計画書素案を起草する。
- ・社協事務局内に「第4次神栖社協地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム」を置く。

第4次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

委員の任期：平成26年7月30日～平成27年3月

No.	選出区分	所 属 等	氏 名	備 考
1	地域代表	神栖市こども会育成連合会	阿部 年英	社協評議員 ◎ □
2	ボランティア	障害者支援ボランティア「ひとみの会」	小島 真知子	社協副会長 ○ □
3	高齢者支援 ・医療関係	神栖ケアサポートセンター	土井 真理	□
4	障害者支援	かしま障害者就業・生活支援センター まつぼっくり	鈴木 はつ子	□
5	障害者支援	作業療法士	小林 保則	□
6	地域代表	民生委員児童委員(神栖地域)	高柳 のり子	社協評議員 △
7	地域代表	民生委員児童委員(波崎地域)	仲川 道夫	社協評議員 △
8	ボランティア	高齢者支援ボランティア「ほほえみ」	千葉 千恵子	社協理事 □
9	ボランティア	子育て支援ボランティア 「保育サポーターひよこ」	平島 幸子	□
10	社協	日常生活自立支援事業 生活支援員	檜林 春代	□
11	県社協	茨城県社会福祉協議会 福祉のまちづくり推進部	篠原 義典	部長 □
12	行政関係者	神栖市 障がい福祉課	大川 三男	課長補佐 △
13	行政関係者	神栖市 社会福祉課	高安 桂一	課長補佐
14	行政関係者	神栖市 地域包括支援課	滑川 里美	課長補佐

◎……委員長、○……副委員長

□……前回計画策定委員（△ 委員交替）

○神栖市社会福祉協議会活動の基本姿勢

第3次地域福祉活動計画策定委員会の協議により、共通理解の図られた本会活動における7項目の基本的姿勢。

1. 他の機関や団体では実施しにくい、又はできない少数派故に社会化されていない分野の人々の生活課題に関わり、地域住民や行政と共にその解決のために、「必要とされる取り組みを進める」ことが本会活動の根幹であり、社協の「唯一無二性」である。
2. 急激な高齢化や家族構造の大きな変化に伴って出現する新たな福祉ニーズに、迅速にフレキシブルに対応していくという、特徴的な役割を最大限発揮していくことで、地域福祉の充実に貢献する。
3. これから必要性の高まりが予測され、更にその課題への対応機関・サービスが無い、もしくは生まれにくい分野への取り組みを先駆的に展開し、住民生活の「生活安心感」の高まりに貢献する。
4. 住民の生活課題とその解決策（社会資源）との関係の中で、生活課題を抱えた人々が少数派であるために、他の多くの住民が社会的課題であることに気づいていない問題を広く正しく伝えることを繰り返し、新たな社会資源の創設に貢献する。
5. 社会資源のメニューとしては存在するものの、本来の機能やその特徴を様々な理由により発揮できていない状況に関わり、本来機能を発揮出来るよう他機関や専門職を支援し、社会資源の質的向上に貢献する。
6. 様々な機関・団体とのつながりを強化し「どこに相談したらいいかわからなくても、社協に問い合わせれば適切な解決機関につないでくれる」と、住民にとって使い勝手の良い福祉総合相談窓口としての役割発揮により地域ケアシステム構築に貢献する。
7. 1から6の取り組みを起動させ、実践していくために必要な準備・努力を全職員が実行し、住民、他団体・機関、行政等から市内唯一の中立公正な専門職集団としての信頼を得られる活動を通じて、本市の地域福祉の向上に貢献する。

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

<定款>

（理事会）

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

（評議員会の権限）

第15条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。

(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

<地域福祉活動計画策定委員会設置要項>

（目的）

第1条 この要項は、神栖市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 神栖市における地域福祉の推進と、神栖市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の事業の充実・強化及び体制の確立をめざすため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第3条 委員会は、市社協会長からの次に掲げる諮問事項を、調査・審議する。

(1) 地域福祉活動計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び分析等

(2) 地域福祉活動計画の策定

(3) その他、計画策定のために必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、地域福祉関係者、行政関係者及び学識経験者の中から市社協会長が委嘱する。

(委員長)

第5条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、部会員20名以内をもって構成し、市社協会長が委嘱する。

3 専門部会に、部会長1名及び副部会長1名を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び専門部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(任期)

第9条 委員の任期は、必要な事項の審議、検討及び市社協会長への答申が終了したときに終わる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、市社協内に置く。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成20年10月1日から施行する。